

大分県報

平成三十一年
号外（二三）
三月二十九日

（金曜日）

目次

規則

大分県税条例施行規則の一部改正……………

訓令

大分県副知事の担任事務に関する規程の一部改正……………

○規則

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第十七号

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三号様式の二から第三号様式の二の三までの規定中「大分県 県税事務所長」を「大分県大分県税事務所長」に改める。

第四号様式（その一）中「課税事務所」を「取扱事務所」に改める。

第五十一号様式の三から第五十一号様式の六の六まで、第五十一号様式の十三、第五十二号様式の三及び第五十二号様式の四中「大分県 県税事務所長」を「大分県大分県税事務所長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

○訓令

大分県訓令甲第四号

本
地方
機関

大分県副知事の担任事務に関する規程（平成二十九年大分県訓令甲第三十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

第一条の表の共管事務の項第五号中「おんせん県おおいた・世界温泉地サミット、第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭並びに」を削り、同表の副知事二日市具正の担任事務の項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。